

令和元年度後発医薬品の使用促進検討会議 資料

1 現況について

国は、患者負担の軽減や医療保険財政改善の観点から、平成25年4月に、「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、行政、医療関係者、医薬品業界など国全体で取り組む施策を示した。

現在、国は、後発医薬品の使用割合を平成32年9月までに数量ベース80%以上とすることを目標としている。

本県においては、平成20年度から「後発医薬品の使用促進検討会議」を設置し、後発医薬品の使用促進にかかる環境整備として各種事業を実施しているところであり、第3期茨城県医療費適正化計画（H30～35年度）にも、目標の一つとして「後発医薬品の使用促進」を盛り込んでいる。

○後発医薬品の使用状況（数量ベース）（%）【参考資料1】

（「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向」から）

後発医薬品の割合 （数量ベース %）	茨城県	全国
平成25年度	45.4	47.9
平成26年度	54.5	56.4
平成27年度	58.6	60.1
平成28年度	66.2	66.8
平成29年度	69.7	70.2
【参考平成31年3月】	77.0	77.7

2 県の取組みについて ～今年度の事業内容～

（1）茨城県後発医薬品使用促進にかかるワーキンググループ会議

後発医薬品の使用促進に係る事業計画案の策定等を実施

開催日：令和元年8月21日（水）

委員：県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県病院薬剤師会、県関係課

内容：事業報告、今後の事業計画（案）の作成等

事業計画（案）

① 効果の検証（今年度事業）

県ネットモニターアンケート等のアンケートを活用し、ポスターやリーフレットの効果を検証する。

② 県のネットワークの活用（今年度、次年度事業）

県のネットワークを活用し、県職員向けの啓発活動を実施。

③ キャンペーン月間の実施（今年度、次年度事業）

効果的な啓発を行うため、2月、8月をキャンペーン月間に設定し、集中して啓発事業を行う（①のアンケートもキャンペーン月間の実施を検討）。

④ 協会けんぽとの連携（今年度、次年度事業）

より効果的・効率的に啓発するため、協会けんぽと連携した事業を展開する。

（2）後発医薬品使用促進地域協議会

地域の実情に応じた取り組みを実施するため、保健所単位で協議会を設置、平成30年度から、常陸大宮保健所、つくば保健所に地域協議会を設置

【主な取組】

・常陸大宮保健所地域協議会

若年層へ啓発するため、親子工場見学会を開催

（8月20日、日本ジェネリックつくば工場、21名参加）

(4) 市町村と連携した情報発信

- ・市町村等国民健康保険，後期高齢者医療及び医療福祉主管部・課長会議で協力を依頼（4月）
- ・国保事務新任者講習会で協力を依頼（6月）
- ・「茨城の国保」（国保連合会機関誌）投稿（9月号）

(5) 後発医薬品の安全性の確保

- ・試験検査
検体数：15検体（溶出試験：15検体）
検査機関：茨城県衛生研究所
※全て適合
- ・製造業立入検査
施設数：10施設（実地：4施設，書面：6施設）
※立入結果に応じ指導を実施

(6) 生活保護受給者への対応（県福祉指導課）

(7) 後発医薬品使用率の状況（県厚生総務課国民健康保険室）